


# 受動喫煙による 健康被害をなくそう!

健康増進法、静岡県受動喫煙防止条例に基づく、新しい受動喫煙防止対策が始まっています。  
望まない受動喫煙を防ぐため、御理解と御協力をお願いします。

<p>事業所・職場・飲食店・デパート・ 娯楽施設・ホテル・旅館 等</p>	<p>大学・病院・薬局・介護老人 保健施設・行政機関の庁舎 等</p>	<p>幼稚園・小学校・中学校・ 高等学校・児童福祉施設 等</p>
<p><b>原則屋内禁煙</b></p> <p>※喫煙専用室、 加熱式たばこ専用喫煙室設置可</p>	<p><b>原則敷地内禁煙</b></p> <p>※屋内禁煙 ※特定屋外喫煙場所設置可</p>	<p><b>敷地内禁煙</b></p> <p>※特定屋外喫煙場所設置不可 (努力義務)(静岡県受動喫煙防止条例)</p>

**喫煙室の標識掲示**  施設内に喫煙室がある場合、喫煙室の出入口及び施設の出入口に標識掲示が義務付けられています。  
**飲食店は、禁煙の場合も標識掲示をお願いします。**(静岡県受動喫煙防止条例)


**喫煙室の技術的基準**

喫煙室は、たばこの煙の流出を防ぐために右の①～③の技術的基準を満たす必要があります。

- ①入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上
- ②壁、天井等によって区画されている
- ③たばこの煙が屋外に排気されている

**喫煙場所への20歳未満の立入禁止**

20歳未満の方は、従業員も利用者・客も喫煙場所に立ち入らせることはできません。



新しい受動喫煙防止対策に関するご質問、ご相談は、  
静岡県受動喫煙防止対策コールセンターにお問合せください。

 **054-252-0007**   

**受付** 令和2年7月1日～令和3年3月31日(土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)  
午前8時30分～午後5時15分 ※相談料は無料ですが、別途通話料がかかります。

静岡県受動喫煙防止条例については、  
静岡県健康増進課ホームページをご覧ください。

静岡県 受動喫煙

検索



改正健康増進法については、  
厚生労働省ホームページをご覧ください。

なくそう!望まない受動喫煙

検索



煙を配らず、気を配ろう。

もっと健康長寿に!  
静岡県

静岡県 健康増進課

Fax 054-221-2142

E-mail kenzou@pref.shizuoka.lg.jp